明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇九）　二
〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務四）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務三八三）　三
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書の効力発生に関する件（外務三九六）　三
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に組み込まれ、その一部を成す環太平洋パートナーシップ協定第十八・三十八条（猶予期間）の規定の適用に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の交換公文の効力発生に関する件（同三九七）　三
○農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件（財務・農林水産四〇）　三
○国立大学法人法第二十一条の九第二項の規定に基づき、同条第一項の承認をした国立大学法人を告示する件（文部科学一七二）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二二八三～二二八七）　四
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（同二二八八）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通一三三一、一三三二）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二五四、二五五）　六
○都市計画に関する件（中部地方整備局一〇三）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一三一、一三二）　七
○道路に関する件（四国地方整備局六九）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一二四）　七
○都市計画に関する件（同一二五、一二六）　七
○都市計画に関する件（北海道開発局九五）　七
〔国会事項〕　八
内閣
〔人事異動〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
官庁事項
人事交流を希望する民間企業の公募（人事院）　八
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　九
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
労　働
船員の特定最低賃金（漁業（いか釣り））　九
最低賃金）に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（交通政策審議会）　九
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（九州地方交通審議会）　九
国家試験
令和七年司法試験予備試験の施行（司法試験委員会）　九
令和七年司法試験の施行（同）　一〇
〔公　告〕　一〇
諸事項
官庁
弁護士資格認定、職員の免職処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一三

省令

○総務省令第百九号

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十六号）の施行に伴い、及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の三の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十三日

総務大臣　村上誠一郎

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告） **第三十一条の六**　［略］ ［2～6　略］ 7　法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であって、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び第三十一条の七において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び第三十一条の七第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び第三十一条の七第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。 ［一・二　略］ 三　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条及び第四十条に規定する管工事施工管理技士 ［四～十　略］ ［8　略］	（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告） **第三十一条の六**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　［同上］ ［一・二　同上］ 三　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三及び第二十七条の八に規定する管工事施工管理技士 ［四～十　同上］ ［8　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年十二月十三日）から施行する。